

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
---	---

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略)	(略)
(5)	
(6) 工事費の適用 除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 映像通信機能に係る工事 イ ～ (略) キ ク 加入電話契約者又は総合デジタル通信サービス契約に係る第1種契約者から特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、 <u>当社が別に定める区域及び期間の工事</u>
(7) (略)	(略)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略)	(略)
(5)	
(6) 工事費の適用 除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 映像通信機能に係る工事 イ ～ (略) キ ク 加入電話契約者又は総合デジタル通信サービス契約に係る第1種契約者から、 <u>次のいずれかに該当する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の工事</u> <u>(ア) 当社が別に定める区域及び期間に係る申込みがあったとき。</u> <u>(イ) 当社が設置した電気通信設備の故障等に起因するとき。</u>
(7) (略)	(略)

附 則（令和6年11月29日東経営第000200000436号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。